平成２４年（フ）第２４３号
群馬県藤岡市篠塚177番地
債務者　小田　泰子
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第２４６号
群馬県高崎市棟高町1868番地88　カメリアハイツⅡ101号
債務者　小井戸真一
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第２４８号
群馬県高崎市箕郷町生原582番地３
債務者　大山　善文
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第３２５号
相模原市南区相模台２丁目12番20号
債務者　齋藤　博文
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第３５１号
相模原市中央区光が丘３丁目10番12―２号
債務者　渡邉　　瞳
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第３６９号
相模原市南区東林間２丁目23番18号　アーバンハイツ３―Ａ
債務者　山中　芳子
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第３７８号
座間市相模が丘５丁目11番36―401号　リバティヒルズ21
債務者　庄野　眞次
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第３８６号
相模原市緑区下九沢2450番地２　メゾン・ド・来夢106号室
債務者　福司　実加（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第３８８号
相模原市南区新戸2390番地８
債務者　三石　　忍
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第５８号
新潟県加茂市陣ケ峰８番30号、前住所新潟市中央区明石１丁目３番11号　コンフォートビル501号
債務者　間野由美子
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２４年（フ）第１０１号
岐阜県恵那市大井町1590番地１　杉ヶ丘住宅９号
債務者　長谷川和彦
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第１０２号
岐阜県多治見市太平町１丁目３番地　コーポ太平102
債務者　金井　祐司
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第１６１号
静岡県富士市石坂351番地の６　メルベーユ203号、前住所静岡県富士市石坂579番地の41
債務者　山本　理絵
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第７１１号
堺市中区堀上町270番地25
債務者　レクトコーポレーションこと　木下　佳直
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第８５５号
堺市南区城山台２丁３番25―206号、前住所埼玉県所沢市旭町23番21号　メゾンブリュージュ102
債務者　平井　文人
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第９２８号
堺市南区晴美台３丁２番５―109号
債務者　川井　敬夫
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第９４５号
堺市南区庭代台１丁23番９―302号
債務者　池端　　潔
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係